

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壬生町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

壬生町長

公表日

令和3年7月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報のファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の記録の保存と実施対象者の把握 ②予防接種法による給付対象者の把握 ③予防接種法による予防接種の実施に係る費用を徴収する者の把握
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号、別表第二 第16-2項、第17項、第18項、第19項 並びに総務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】番号法第19条第8号、別表第二の16の2項、並びに総務省令第12条の2 番号法第9条第7号、別表第二 第16-2項、第17項、第18項、第19項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部 こども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月10日	5. 評価実施機関における担当部署	町民生部 こども未来課 倉井利一	町民生部 こども未来課 大橋 肇	事後	
平成30年5月7日	5. 評価実施機関における担当部署	町民生部 こども未来課 大橋 肇	町民生部 こども未来課 臼井 優子	事後	
平成30年5月7日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年3月10日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
平成30年5月7日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年3月10日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和1年5月14日	IVリスク管理	—	新様式により追加	事後	
令和1年5月14日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更あり
令和1年5月14日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更あり
令和1年5月14日	5. 評価実施機関における担当部署	こども未来課 母子保健係 こども未来課長 臼井 優子	民生部 こども未来課 課長	事後	
令和1年5月14日	I-1-②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報のファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の記録の保存と 実施対象者の把握 ②予防接種法による給付対象者の把握 ③予防接種法による予防接種の実施に係る費用を徴収する者の把握	事後	
令和1年5月14日	I-1-③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム 統合宛名システム 中間 サーバー・ソフトウェア	事後	
令和1年5月14日	I-2 特定個人情報ファイル名	予防接種対象者ファイル	予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和1年5月14日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第10条 予防接種法 第5条第一項と第15条第一項	番号法第9条第1項、別表第一 第10項	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月14日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7項、別表第二 第17条、第18項、第19項 予防接種法 第5条第一項と第15条第一項	【情報照会】番号法第19条第7号、別表第二第16-2項、第17項、第18項、第19項、並びに総務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】番号法第19条第7号、別表第二の16の2項、並びに総務省令第12条の2 番号法第9条第7号、別表第二 第16-2項、第17項、第18項、第19項	事後	
令和1年5月14日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和1年5月14日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月16日	I-1-②事務の概要	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予報接種法による予防接種の記録の保存と実施対象者の把握 ②予防接種法による給付対象者の把握 ③予防接種法による予防接種の実施に係る費用を徴収する者の把握	事後	
令和2年3月16日	I-1-③システムの名称	健康管理システム	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバ・ソフトウェア	事後	
令和2年3月16日	I-2 特定個人情報ファイル名	予防接種対象者ファイル	予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和2年3月16日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第10項 予防接種法 第5条第一項と第15条第一項	番号法第9条第1項、別表第一 第10項	事後	
令和2年3月16日	4. ②法令上の根拠	番号法19条第7号、別表第二 第17項、第18項、第19項 予防接種法 第5条第一項と第15条第一項	【情報照会】番号法第19条第7号、別表第二第16-2項、第17項、第18項、第19項 並びに総務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 【情報提供】番号法第19条7号、別表第二の16の2項、並びに総務省令第12条の2番号法9条第7号、別表第二 第16-2項、第17項、第18項、第19項	事後	
令和2年3月16日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月16日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年3月15日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年3月15日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月21日	I. 4. ②法令上の根拠	番号法第19条7号及び別表第二	番号法第19条8号及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の番号法改正に伴う修正